

事務局長専決規程

第1条 この規程は、理事長の専決に委ねる軽易な事項の範囲内において、事務能率の向上を図るため、事務局長の専決し得る事務を規定する。

- (1) 職員に大阪府内ならびに京都市内（京都市以西の近隣地を含む）への日帰り出張を命ずること
- (2) 職員に時間外勤務および休日勤務を命ずること
- (3) 規程に定められた、休暇の承認ならびに職員の遅参・早退・外出等服務に関すること
- (4) 事務執行で、定例的かつ軽易なものの企画・調整および処理に関すること
- (5) 軽易な通知・照会・依頼その他文書の受発に関すること
- (6) 軽易な各種証明に関すること
- (7) 各種台帳・帳簿等の閲覧の許可に関すること
- (8) 軽易な調査・検査等に関すること
- (9) 予定価格1件20万円未満の、事務用備品・消耗品の購入ならびに写真・図面等の発注および燃料の購入に関すること
- (10) 予算に定められた、定例的な補助金・負担金・委託金等の申請に関すること
- (11) 事務・事業の執行上において、必要が生じた関係者の招致に関すること
- (12) 日誌・行事予定に関すること
- (13) その他、理事長が認めた事務執行に関すること

附 則

1. この規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成20年 4月 1日より施行する。